

松島中学校 PTA会則等の改正について



第1号議案：7支部を8～11支部に入れた地区割の変更について

現在の児童生徒数一覧

学年	現在の児童生徒数一覧															
	教良木	1・2	3	4	計	5	6	7	計	8	9	10	11	計	阿村	計
1年	1	2	2	2	5	7	4	5	16	1	1	4	6	7	34	
2年	1	5	5	1	12	4	5	4	13	3	1	3	7	8	40	
3年	2	4	1	5	12	4	8	4	16			5	5	6	39	
4年	3	3	3	2	11	6	5	5	16	3	1	2	6	17	50	
5年	3	3	3	1	10	4	3	6	13	1	3	3	5	12	47	
6年	2	4	2		8	6	5	10	21	4		5	9	12	50	
中1					11				19				9	8	47	
中2					6				12				7	10	35	
合計	12	21	16	11		31	30	34		1	14	6	24		80	260

第1号議案：7支部を8～11支部に入れた地区割の変更について

児童生徒数を基に、現行の地区割りで集計すると一部に偏りが出てきます

	教良木1～4	5～7	8～11	阿村
R8	25	52	25	30
R9	29	53	30	32
R10	29	50	27	41
R11	33	45	23	35
R12	35	45	18	31
R13	29	45	18	21

7支部を8～11支部に加えるとバランスがよくなります。

	教良木1～4	5～6	7～11	阿村
R8	25	42	35	30
R9	29	37	46	32
R10	29	29	48	41
R11	33	30	38	35
R12	35	32	31	31
R13	29	32	31	21

PTA活動改革委員会では、こちらの案がよいとなりました。

第2号議案 P T A会則の改正について

役員数

＜役員＞
会長1名・副会長2名
家庭教育部長1名・書記1名
会計1名・常任委員長3名
会計監査1名
※各学年委員長各1名

PTA会則6条1・3（役員）

＜役員＞
会長1名・副会長3名
(上天P担当1名、郡市P担当1名、県P担当1名)
※会長の負担軽減のため
家庭教育部長1名・書記1名
会計1名・常任委員長3名
会計監査委員1名
※各学年委員長各1名

役員選出の方法

- ①各地区に割り当てられた役員を地区選出会にて選出
- ②学年委員長は4月に実施される学年懇談会にて学級委員を選出し、互選により学年委員長を選出

- ①各地区に割り当てられた役員を地区選出会にて選出
- ②各地区から副会長を選出し、互選により会長を選出
- ③各学年委員長、地区委員長・厚生美化委員長・体育委員長については、所属委員の互選

第2号議案 PTA会則の改正について

役員の割り当て等

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
副会長	阿村地区			
副会長	5・6・7支部	各地区から1名選出 副会長候補の中から同意を得て会長を決定	各地区から1名選出 副会長候補の中から同意を得て会長を決定	各地区から1名選出 副会長候補の中から同意を得て会長を決定
副会長	今泉・教良木地区			
副会長	—			
家庭教育部長	阿村地区	8・9・10・11支部	今泉・教良木地区	5・6・7支部
書記	8・9・10・11支部	今泉・教良木地区	5・6・7支部	阿村地区
会計	今泉・教良木地区	5・6・7支部	阿村地区	8・9・10・11支部
会計監査	5・6・7支部	阿村地区	8・9・10・11支部	今泉・教良木地区
体育委員長	8・9・10・11支部			
地区委員長	5・6・7支部	令和8年度 運営委員会 4月開催	令和9年度 運営委員会 4月開催	令和10年度 運営委員会 4月開催
厚生美化委員長	阿村地区			

各委員会の委員は、各地区から2名ずつ

学年委員長は年度初めの学年・学級懇談会を経て決定する

役員数を減らしたことでのバランスもとれ、この案がよいとなりました。

第2号議案 PTA会則の改正について

推薦委員会について

推薦委員会は、会長、副会長、家庭教育部長、地区委員で組織し、互選により推薦委員長を選出する。



PTA会則6条4（役員）

推薦委員会は、**地区委員と学校代表（教頭）**で構成し、正副委員長をおく。正副委員長は、委員の互選による。



第2号議案 PTA会則の改正について

その他の改正点

会費は今後変更されることもあるので、会則に金額を載せておくと、その都度、会則を改正しなければならなくなるので、この案になりました。その他は、文章を整理したのもになります。

- 会費について（第5条）
- 各役員の職務の明確化について（第6条6）
- 臨時総会開催の基準について（第8条2）
- 総会の定足数について（第8条3）
- 本部役員会について（第9条）
- 運営委員会について（第10条）
- 委員会の役割について（第11条）
- 会計監査について（第12条）
- その他規程について（第14条）

